

## 全日版「重要事項説明書補足資料」追補

### **55』 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律**

#### **(バリアフリー促進法)(34)に次の内容を追加する**

88 頁、55』 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー促進法）  
（34）法 50 条 4 項の次に下記の文章を追加する

#### **\*法 5 1 条の 2 第 3 項（一団の土地所有者等による移動等円滑化施設協定の効力）**

移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の土地所有者等は、その全員の合意により、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる案内所その他の当該土地の区域における移動等円滑化に資する施設の整備又は管理に関する協定（移動等円滑化施設協定）を締結することができます。この場合において、公告があった移動等円滑化施設協定については、その公告後に当該協定の対象である土地の所有者等となった者 に対しても当該協定の効力が及びます。

#### **89 頁の解説に追加**

さらに、移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の土地所有者等の全員の合意による移動等円滑化施設協定の公告があった後は、当該協定の対象である土地の所有者等となった者に対しても当該協定の効力が及ぶこととなります。